



道路占用許可申請書

許可番号			府都収掘第 号	
新規	更新	変更	令和	年 月 日

府中市長

令和 年 月 日

〒

住所

氏名

担当者

TEL

道路法 第32条 第35条 の規定により 許可を申請 協議 します。

占用の目的										
占用の場所	路線名							車道・歩道・その他		
	場所	府中市	町	丁目	一	番地先	宅			
占用物件		名称			規模			数量		
	変更前									
	変更後									
占用の期間	令和 年 月 日から					占用物件の構造				
	令和 年 月 日まで									
工事の期間	令和 年 月 日から					工事実施の方法				
	令和 年 月 日まで（変更前）									
	令和 年 月 日まで（変更後）									
舗装種別						掘削規制	有（ ）・無			
道路の復旧方法	本復旧・仮復旧	添付書類	案内図・平面図・断面図・その他（ ）							
備考						府都収掘第 号 令和 年 月 日				

記載要領

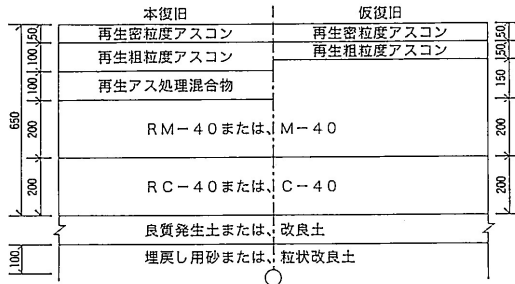
- 「許可申請 協議」・「第32条 第35条」及び「許可を申請 協議」については、該当するものを○で囲むこと。
- | | | |
|----|----|----|
| 新規 | 更新 | 変更 |
|----|----|----|

については、該当するものを○で囲み、更新・変更の場合には、従前の許可書又は回答書の文書番号及び年月日を記載すること。
- 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地を、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
- 「占用の場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
- 変更の許可申請にあたっては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを（ ）書きすること。
- 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。

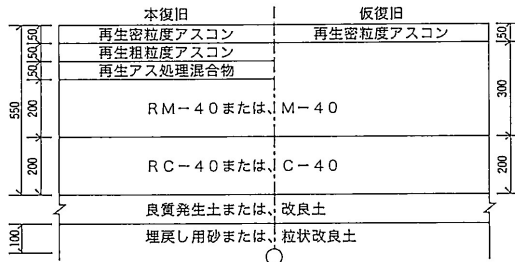
起案日 令和 . .	起案担当者	係 長	課長補佐	主 幹	次 長	部 長			
決裁区分 A B C D									
完結 未完結 (年度完結)	合 議	()	()	()	(計画係長)	(整備係長)	(維持管理係長)	係内回覧(要・不要)	
文書分類番号 6・1・5・12	供 覧								
保存期間 5年									
指示・意見									

仮復旧、本復旧図

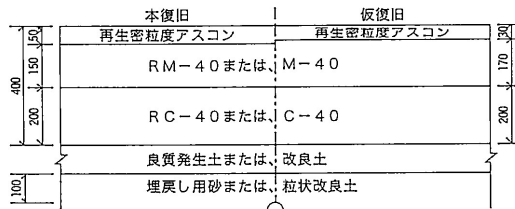
1 高級舗装 A (65型)



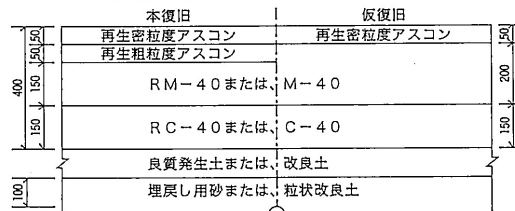
2 高級舗装 B (55型)



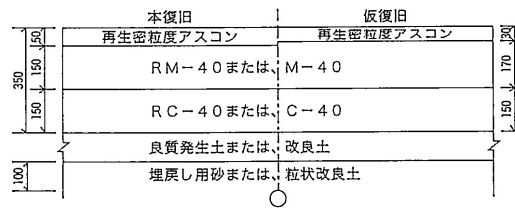
3 中級舗装 (40-1型)



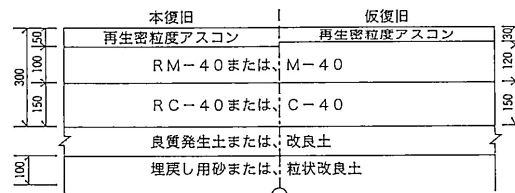
4 中級舗装 (40-2型)



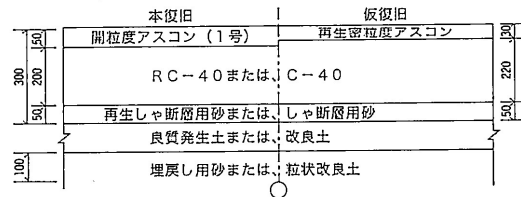
5 簡易舗装 A (35型)



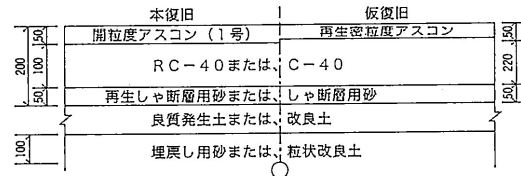
6 簡易舗装 B (30型)



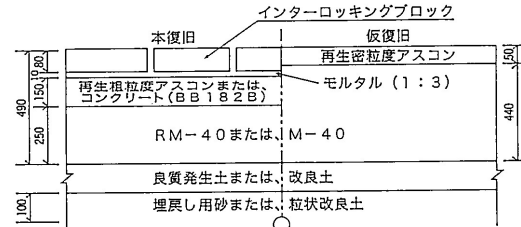
7 車道アスファルト舗装(透水性舗装)



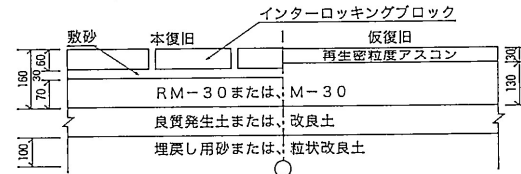
8 車道アスファルト舗装(透水性舗装)



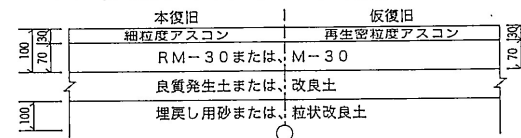
9 インターロッキング舗装 (車道)



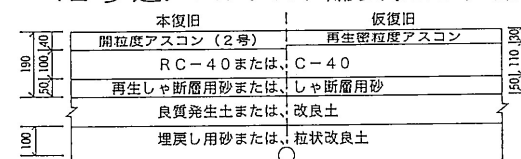
10 インターロッキング舗装 (歩道)



11 歩道アスファルト舗装



12 歩道アスファルト舗装(透水性舗装)



場所：府中市 町 丁目 番地先 宅

都市整備部 府中サービス
下水道課 ステーション

1 影響については事前に連絡して管理者と立会うものとする。

2 埋戻しについては十分な転圧を行うこと。

3 工程には十分な計画をし即日仮復旧のうえ交通開放すること。



許可番号			府都収掘第		号の
新規	更新	変更	令和	年	月 日

府都収掘第 号の2
令和 年 月 日

住所
氏名 様

府中市長 印

道路占用及び掘削工事施行 許可 書
回答

令和 年 月 日付けで 申請 協議 のあった道路占用については、次のとおり 許可 回答 します。

占用の目的					
占用の場所	路線名				車道・歩道・その他
	場所	府中市	町	丁目	番地先 宅
占用物件		名 称	占用物件		数 量
	変更前				
	変更後				
占用の期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	占用物件 の 構 造			
工事の期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで（変更前） 令和 年 月 日まで（変更後）	工 事 実 施 の 方 法			
舗装種別			掘削規制	有（ ）・無	
道路の 復旧方法	本復旧・仮復旧	添付書類	案内図・平面図・断面図・その他（ ）		

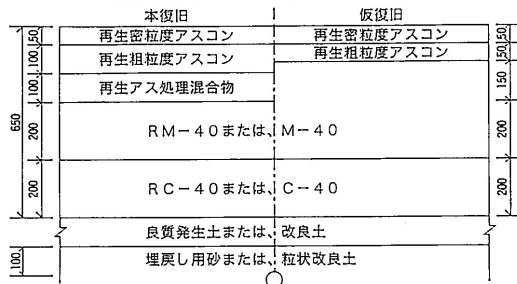
備考

許可条件

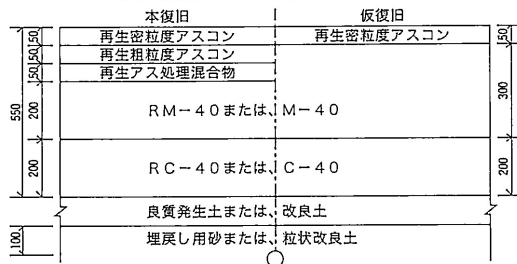
- (1) 工事の施工に当たっては都市整備部道路課の指示を受け、完了したときは報告し、検査を受けること。
- (2) 掘削跡の仮復旧及び本復旧の工法については、裏面復旧図のとおりとする。
- (3) 工期は令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。
- (4) 競合する企業間の調整を行うこと。
- (5) 掘削跡は仮復旧し、都市整備部道路課による影響立会及び路盤検査を受けた後本復旧工事を施工すること。
- (6) 工事の施工に際し、道路又はその付属物を損傷したときは、占用者の責任において復旧するものとする。
- (7) 市が将来道路管理上又は工事を施工する際に、撤去又は移設を必要とした時は、自費で速やかに撤去移設すること。
- (8) 工事施行中（仮復旧期間を含む）に発生した事故については、施工者の責任において処理するものとする。
- (9) 工事完了後、埋設物又は復旧方法が原因で道路表面に変化が現れた場合は、施工者の責任において処理するものとする。
- (10) 交通保安については、所轄警察署の許可を受けること。
- (11) この許可通知書の写しを明示すること。
- (12) 沿道住民に十分周知させ、トラブルのないようにすること。
- (13) 安全施設（カラー舗装、区画線等）を掘削、撤去又は移動等の必要が生じた場合は、事前に生活環境部地域安全対策課と協議すること。
- (14) 工事の着手から完了までは保安設備、迂回表示等の確認を1日1回以上すること。
- (15) 占用工事及び仮舗装の期間中並びに占用工事完了後において、占用工事の施工に起因して道路に与えた損傷又は第三者に与えた損害については、占用者が措置するものとする。
- (16) 上記のほか、道路法、同施行令、府中市道路占用規則その他の関係諸規定に従うこと。

仮復旧、本復旧図

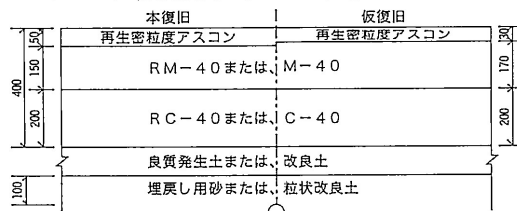
1 高級舗装 A (65型)



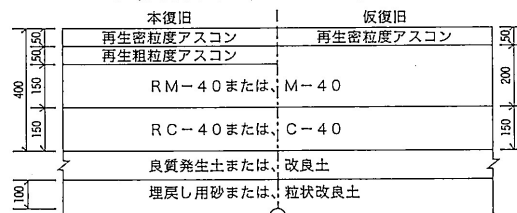
2 高級舗装 B (55型)



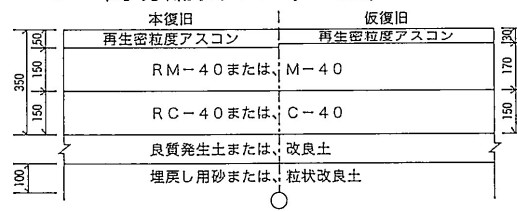
3 中級舗装 (40-1型)



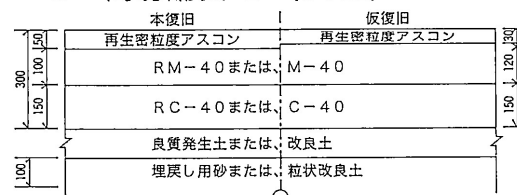
4 中級舗装 (40-2型)



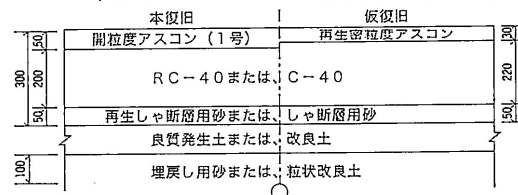
5 簡易舗装 A (35型)



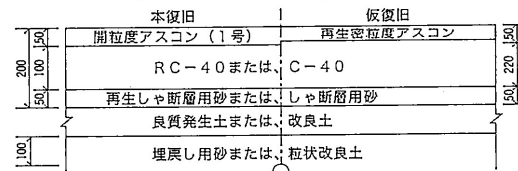
6 簡易舗装 B (30型)



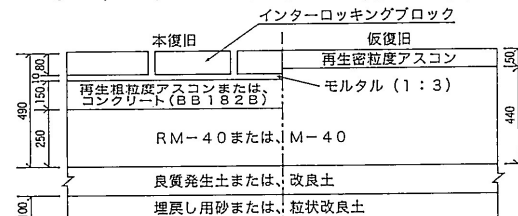
7 車道アスファルト舗装(透水性舗装)



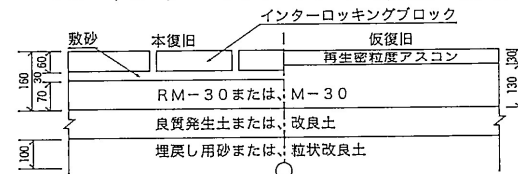
8 車道アスファルト舗装(透水性舗装)



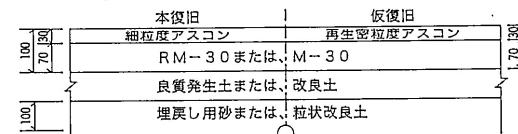
9 インターロッキング舗装 (車道)



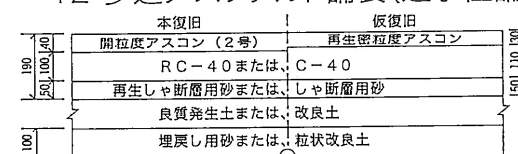
10 インターロッキング舗装 (歩道)



11 歩道アスファルト舗装



12 歩道アスファルト舗装(透水性舗装)



場所：府中市 町 丁目 番地先 宅

1 影響については事前に連絡して管理者と立会うものとする。

2 埋戻しについては十分な転圧を行うこと。

3 工程には十分な計画をし即日仮復旧のうえ交通開放すること。

都市整備部 府中サービス
下水道課 ステーション



許可番号			府都収掘第 号の		
新規	更新	変更	年 月 日		

府都収掘第 号の2
令和 年 月 日

住所
氏名 様

府中市長 印

道路占用及び掘削工事施行 許可書
回答書

令和 年 月 日付けで申請協議のあった道路占用については、次のとおり許可回答します。

占用の目的					
占用の場所	路線名				車道・歩道・その他
	場所	府中市	町	丁目	番地先 宅
占用物件		名称	規模	数量	
	変更前				
	変更後				
占用の期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	占用物件 の構造			
工事の期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで（変更前） 令和 年 月 日まで（変更後）	工事实施 の方法			
舗装種別			掘削規制	有（ ）・無	
道路の復旧方法	本復旧・仮復旧	添付書類	案内図・平面図・断面図・その他（ ）		

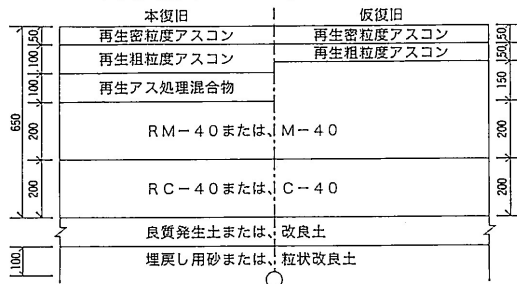
備考

許可条件

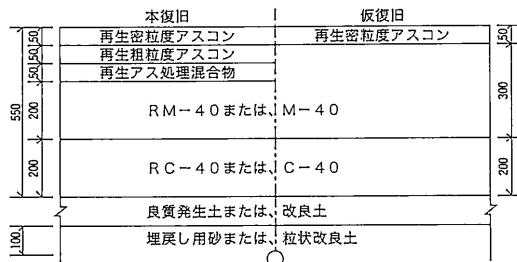
- (1) 工事の施工に当たっては都市整備部道路課の指示を受け、完了したときは報告し、検査を受けること。
- (2) 掘削跡の仮復旧及び本復旧の工法については、裏面復旧図のとおりとする。
- (3) 工期は令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。
- (4) 競合する企業間の調整を行うこと。
- (5) 掘削跡は仮復旧し、都市整備部道路課による影響立会及び路盤検査を受けた後本復旧工事を施工すること。
- (6) 工事の施工に際し、道路又はその付属物を損傷したときは、占用者の責任において復旧するものとする。
- (7) 市が将来道路管理上又は工事を施工する際に、撤去又は移設を必要とした時は、自費で速やかに撤去移設すること。
- (8) 工事施行中（仮復旧期間を含む）に発生した事故については、施工者の責任において処理するものとする。
- (9) 工事完了後、埋設物又は復旧方法が原因で道路表面に変化が現れた場合は、施工者の責任において処理するものとする。
- (10) 交通保安については、所轄警察署の許可を受けること。
- (11) この許可通知書の写しを明示すること。
- (12) 沿道住民に十分周知させ、トラブルのないようにすること。
- (13) 安全施設（カラー舗装、区画線等）を掘削、撤去又は移動等の必要が生じた場合は、事前に生活環境部地域安全対策課と協議すること。
- (14) 工事の着手から完了までは保安設備、迂回表示等の確認を1日1回以上すること。
- (15) 占用工事及び仮舗装の期間中並びに占用工事完了後において、占用工事の施工に起因して道路に与えた損傷又は第三者に与えた損害については、占用者が措置するものとする。
- (16) 上記のほか、道路法、同施行令、府中市道路占用規則その他の関係諸規定に従うこと。

仮復旧、本復旧図

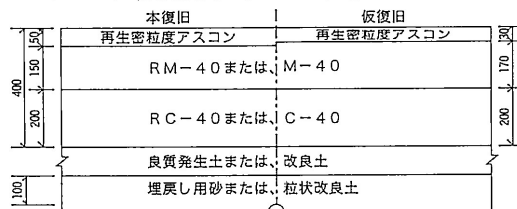
1 高級舗装 A (65型)



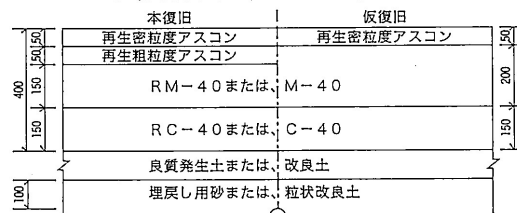
2 高級舗装 B (55型)



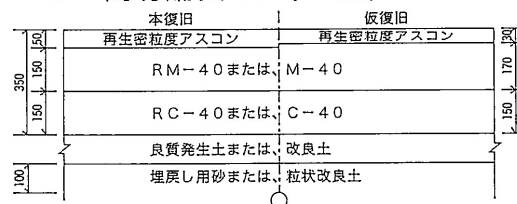
3 中級舗装 (40-1型)



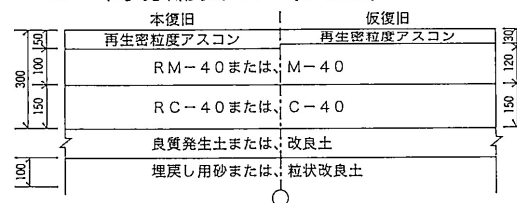
4 中級舗装 (40-2型)



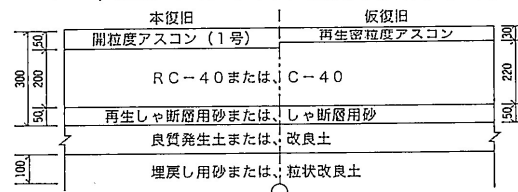
5 簡易舗装 A (35型)



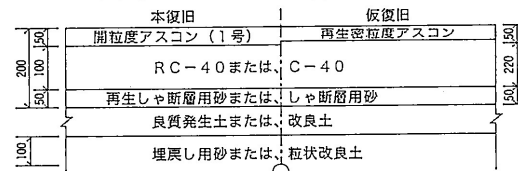
6 簡易舗装 B (30型)



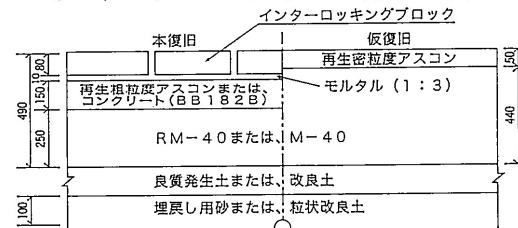
7 車道アスファルト舗装(透水性舗装)



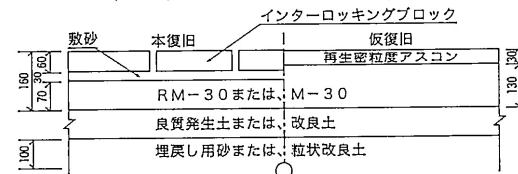
8 車道アスファルト舗装(透水性舗装)



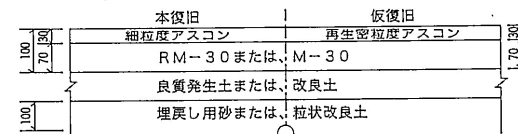
9 インターロッキング舗装 (車道)



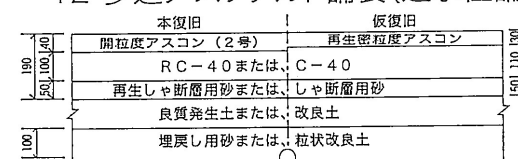
10 インターロッキング舗装 (歩道)



11 歩道アスファルト舗装



12 歩道アスファルト舗装(透水性舗装)



場所：府中市 町 丁目 番地先 宅

1 影響については事前に連絡して管理者と立会うものとする。

2 埋戻しについては十分な転圧を行うこと。

3 工程には十分な計画をし即日仮復旧のうえ交通開放すること。

都市整備部 府中サービス
下水道課 ステーション